

## (1) 粗大ごみ処理手数料の見直しについて

### ①粗大ごみ処理手数料の経緯

平成19年4月 粗大ごみ有料化の導入

- ・平成17年6月 「白井市廃棄物減量等推進審議会」に諮問
- ・平成18年4月 粗大ごみの有料化について答申
- ・平成18年6月 定例議会に条例改正議決
- ・平成19年4月 有料化を導入

平成26年4月 消費税及び地方消費税5%→8%に改定

- ・平成25年度消費税改正に伴いに粗大ごみ処理手数料の見直しを検討
- ・印西地区環境整備事業組合において、資源・清掃事業の一元化が検討されていたことから、見直しを見送り

平成28年6月 「使用料・手数料の考え方」の改定が行われ、市全体の使用料手数料の適正化を図るため、受益と負担の原則に基づき、行政サービスに対する料金の算定方法、改定に当たっての方針が示された。 【参考資料(4)参照】

改定内容

- ・受益者負担率を100%とする

平成29年5月 「使用料・手数料の考え方」により、市が所管している使用料・手数料の全体の見直し実施

平成29年5月 粗大ごみ処理手数料の見直しについて

手数料の1つとして見直しを検討したが、ごみ処理は白井市、印西市、栄町で構成する印西地区環境整備事業組合で共同処理しており、ごみ処理一元化についての検討が行われていたことから、印西市などとの協議を行いながら、平成30年度以降に見直すこととされた。

②現行の粗大ごみ処理手数料算定の考え方

■現在の粗大ごみ処理手数料（廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条）

- ・市が収集、運搬し処分するとき 【参考資料（3）参照】  
1kgにつき35円を基準とし品目別に1,750円を超えない範囲
- ・市長が指定する処理施設に搬入するとき（直接搬入）  
1kgにつき15円を基準とし品目別に750円を超えない範囲

●手数料算出の考え方

**手数料＝原価（人件費＋物件費＋減価償却費＋その他の経費）×受益者負担率**

【根拠：「使用料・手数料の考え方」平成15年9月11日制定】

- ・原価＝粗大ごみ1kg当たり処理に要する経費  
(原価は平成16年度決算額を基に算出)
  - ・市が収集運搬処理する場合 50円／1kg
  - ・市長が指定する処理施設に搬入する場合 21円／1kg
  - ・粗大ごみ重量 1点当たり10kgを想定
  - ・受益者負担率（2／3）

●現在の粗大ごみ処理手数料

<p>(収集)</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">原価 500 円</p> <table style="width:100%; border: 1px solid black; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width:50%; background-color: yellow; padding: 5px;">350 円</td> <td style="width:50%; padding: 5px;">150 円</td> </tr> </table> <p>出す人の負担 <span style="margin-left: 100px;">市の負担</span></p> <p><span style="margin-left: 100px;">3/2</span> <span style="margin-left: 100px;">3/1</span></p>	350 円	150 円	<p>(直接搬入)</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">原価 210 円</p> <table style="width:100%; border: 1px solid black; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width:50%; background-color: yellow; padding: 5px;">150 円</td> <td style="width:50%; padding: 5px;">60 円</td> </tr> </table> <p>出す人の負担 <span style="margin-left: 100px;">市の負担</span></p> <p><span style="margin-left: 100px;">3/2</span> <span style="margin-left: 100px;">3/1</span></p>	150 円	60 円
350 円	150 円				
150 円	60 円				



●「使用料・手数料の考え方」による算定を行った場合の粗大ごみ処理手数料

（根拠：「使用料・手数料の考え方」平成28年6月改定版）

**手数料＝原価（コスト）×受益者負担率（100%）**

改定率：50%を超えない範囲（急激な利用者負担増の緩和）

<p>(収集：受益者負担100%の場合)</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">(仮)原価 500 円</p> <table style="width:100%; border: 1px solid black; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width:100%; background-color: yellow; padding: 5px;">500 円</td> </tr> </table> <p>出す人の負担</p>	500 円	<p>(直接搬入：受益者負担100%の場合)</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">(仮)原価 210 円</p> <table style="width:100%; border: 1px solid black; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width:100%; background-color: yellow; padding: 5px;">210 円</td> </tr> </table> <p>出す人の負担</p>	210 円
500 円			
210 円			

※原価は、現在の手数料算出時点と同じと仮定した場合の金額

## 【今後のスケジュール】

年度	月	項 目
29 年度	3月	審議会 H29 年度②(諮問、現状等説明、今後のスケジュール)
30 年度	5月～ 6月	審議会①(粗大ごみ処理手数料の見直しについて)
	6月～ 7月	審議会②(答申案について)
	9月	審議会(予備日)